

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日のときは、翌日)

◇ 告 示 目 次 ◇

- 字の区域の変更等 (三件)
- 字の区域の変更
- 土地改良法による換地処分 (三件)
- 土地改良事業計画の適否の決定 (二件)
- 保安林の指定の解除予定
- 漁業災害補償法による共済契約の締結の申込みについて
の同意を求めるための発起人の届出
- 県道の区域の変更
- 県道の供用の開始
- 不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定の
一部改正
- ◇ 選管告示
- ◇ 公 告
- ふぐ処理師試験等の実施

告 示

鳥取県告示第千二百十六号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、大山町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二十項において準用する同法第五十四条第四項の規定による大山地区第三工区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する
字の名称

同上の区域(昭和五十六年三月三十日現在の地番による。)

所子字砂口

所子字砂口のうち二四二の一の一部、二四二の六、二四二の一の七の一部、二四二の一の一部、二四二の六、二四二の七及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、所子字皮籠造二四三の一の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四三の八から二四三の一まで及び二四三の一と一体をなす国有地の一部、平木字下向神田五三五の一の一部、五三六の一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字五反田二二三の一の一部、二四から二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字上神田二七の一の一部、二八の一部、二九から三五まで、三六の一部、三七の一部、三八、三九の一部、四〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字澤田五八の一部、五九の一部、六〇の一、六〇の二、六一、六二から六五までの一部、七〇の一の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに唐王字石田

所子字皮籠造	<p>七二の二の一部、七三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p> <p>所子字皮籠造のうち二四三の二の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二四三の八から二四三の一一まで及び二四三の一二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>唐王字上神田</p> <p>唐王字上神田二七の一部、二八の一部、三九の一部、四〇の二の一部、四一、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字五反田一四から一七まで、一八の一部、一九の一部、二〇の二の一部、二四から二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字松垣二の一部、四の一部、一から一三までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字中坪四六の二の一部</p>	<p>唐王字澤田</p> <p>唐王字澤田のうち四七の一部、四八の一部、五八の一部、五九の一部、六〇の二、六一、六二から六五までの一部、七〇の二の一部、七〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、唐王字上神田三六の一部、三七の二の一部、三九の一部、四〇の二の一部、四二の一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字松垣一の一部、二の一部、一三の一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字道下九七の二の一部、九九から一〇一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに唐王字石田七二の二の一部、七三の二の一部、八七の二、八八の二、八九の二、九〇の二、九四の二、九五の二、九六及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>唐王字代田</p> <p>唐王字代田の全域、唐王字道下九七の二の一部、九八、九九から一〇一までの一部、一〇二から一〇七まで、一〇九の二、一一〇の二、一一一の二、一一二の二、一一三の二、一一三の二及びこれらと一体をなす国有地、唐王字澤</p>
<p>田四七の一部、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地、唐王字松垣一の一部、二の一部、三、四の一部、五から七まで、八の一部、九の一部、一一の一部、一二の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字中坪五四の一部及び五三と一体をなす国有地の一部、清原字屋敷統一二の二の一部及びこれと一体をなす国有地、清原字下河原七一の二の一部、七二の二の一部、七三から七五までの一部、七六の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字唐王田のうち五六の一部、六六の二の一部、六六の二から六六の五まで、六七の二の一部、六七の二から六七の四まで及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>唐王字道下</p> <p>唐王字道下のうち九七の二、九八から一〇七まで、一〇九の二、一一〇の二、一一一の二、一一二の二、一一三の二、一一三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>	<p>清原字千萬</p> <p>清原字千萬のうち一六の一部、一七の一部、二〇の一部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字下千萬の全域、清原字中坪四〇の二の一部、四〇の三の一部、四〇の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字中千萬二三の一部、二四の一部、三〇の三の一部、三二の一部、三三の一部、三四から三六まで、三七の二から三七の三までの一部、三七の四、三八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字村屋敷一三四、一三九及び一三九の二と一体をなす国有地の一部、野田字両千萬九九の三の一部、一〇〇の二の一部、一〇一の二の一部、一〇二の二、一〇三、一〇四の二の一部、一〇四の二、一〇五の二から一〇五の三まで、一〇六の二の一部、一〇六の三、一〇六の四、一〇七、一〇八の一部、一一〇の一部、一一一の二、一一二の二の一部、一一三の二、一一三の二の一部、一一三の三、一一三の三、一一四の二、一一四の二、一一五の二、一一五の二及びこれらと一体をなす国有地、野田字日原ノ上一一六の二、一一六の二の一部、一一</p>		

	<p>清原字中千萬</p>	<p>清原字中坪</p>
<p>六の三、一一七の二、一一八の三、一一九の二の一部、一二五の四の一部、一二五の八及びこれらと一体をなす国有地、野田字筆井一三二の二の一部、一三二の二、一三二の三の一部、一三三の二から一三三の四までの一部、一三五の一部、一三六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野田字語倭井田一八一の二の一部及び一八一の二の一部</p>	<p>清原字中千萬二二から二四までの一部、二五から二八まで、二九の二から二九の五まで、三〇の二から三〇の四までの一部、三一、三二の一部、三三の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字千萬一六の一部、一七の一部、二一の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字中坪四五の二から四五の四までの一部、四六の二の一部、四六の二、四六の三、四七及びこれらと一体をなす国有地、唐王字五反田一八の一部、一九の一部、二〇の二の一部、二〇の二、二〇の三の一部、二一の二の一部、二四の一部及びこれらと一体をなす国有地、平木字下向神田五三三の二の一部、五三三の二の一部、五三四の二の一部、五三四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに平木字栗ノ木四四五の一部、四四六の一部、四四七、四四八の一部、四四九の一部、四五四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>清原字中坪のうち四〇の二の一部、四〇の三の一部、四〇の五の一部、四五の二から四五の四までの一部、四六の二の一部、四六の三、四六の四、四七、四八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに五三三と一体をなす国有地以外の区域、清原字中千萬三〇の二から三〇の四までの一部、三七の二から三七の三までの一部、三八の二の一部、三八の三、三八の四及びこれらと一体をなす国有地、清原字唐王田五六の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字下河原七三から七五までの一部、七六の二の一部、七六の三の一部、八九の二の一部、八九の三の一部、九〇の二の一部</p>
<p>一の一部、九〇の三、九〇の四、九一の二から九一の三まで、九二の二から九二の五まで、九三の二の一部、九三の二、九三の三、九四の二の一部、九四の二、九五の二の一部、九五の二、九六、九七の二、九七の二及びこれらと一体をなす国有地、清原字屋敷統のうち一二二の一部、一二八から一三〇まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字村屋敷一三三及び一三四と一体をなす国有地、唐王字松垣八の一部、九の一部、一〇、一一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに唐王字五反田一八の一部、一九の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>清原字下河原のうち七二の二の一部、七二の二の一部、七三から七五まで、七六の二の一部、七六の三の一部、八九の二の一部、八九の二の一部、九〇の二の一部、九〇の三、九〇の四、九一の二から九一の三まで、九二の二から九二の五まで、九三の二の一部、九三の二、九三の三、九四の二の一部、九四の二、九五の二、九五の二、九六、九七の二、九七の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字唐王田六六の二の一部、六六の二から六六の五まで、六七の二の一部、六七の二から六七の四まで及びこれらと一体をなす国有地、清原字本堂一〇の二の一部、一〇の二の一部、一〇の三、一〇の四、一〇の五の一部、一〇の六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>清原字本堂のうち一〇一の二の一部、一〇一の二の一部、一〇二、一〇三、一〇四の二、一〇五の二、一〇六の二の一部、一〇九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字下河原九四の二の一部、九五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに九六と一体をなす国有地、清原字前田二八七の二の一部、二八八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八五と一体をなす国有地</p>

清原字屋敷統	<p>一部、清原字下前田二八九、二九〇、二九一のの一の一部、二九三の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに唐王字松ノ下六〇九の二、六一〇の一及びこれらと一体をなす国有地</p>
清原字村屋敷	<p>清原字屋敷統一二八から一三〇まで及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>清原字村屋敷のうち一五四の一部、一五五の一部及び一五七の一部並びに一三三、一三四、一三九、一三九の一、一七二、一七三、合併及び一七四と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
清原字出口	<p>清原字村屋敷^{七七二}合併及び一七四と一体をなす国有地の一部、清原字出口^{七七三}一七五の一部、一七六の一、一七六の二、一七九の一部、一八〇、一八一、一八二の一部、一八三の一部、一八四、一八六から一九〇までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字水尻二四一のの一の一部、二四二のの一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
清原字南田	<p>清原字南田のうち二一七の一部、二一八の一部、二二二のの一の一部、二二二の二の一部、二二三、二二四の一部、二二五、二二六の一部、二二七の一部、二二三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字出口一八五の一部、一八七から一九〇までの一部、一九一及びこれらと一体をなす国有地、清原字蝸牛一九二から一九四まで、一九五の二、一九五の二、一九六から一九九まで、二〇〇の一部、二〇一、二〇二から二〇四までの一部、二〇九の二の一部、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字井手領二一六の一部、清原字水尻二五八から二六〇までの一部、二六一から二六三まで、二六四の一部、二六六の</p>
清原字水尻	<p>一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字大仙原三三七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字新田原三四〇の一部、三四一の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字新田原三四〇の二、三四一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに荘田字五輪ノ後三〇のの一の一部</p>
清原字前田	<p>清原字水尻のうち二四一のの一の一部、二四二のの一の一部、二四四から二四六までの一部、二四七、二四八、二四九のの一の一部、二四九の二、二四九の三の一部、二五八から二六〇までの一部、二六一から二六三まで、二六四の一部、二六六の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七四、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、清原字出口一八二の一部、一八三の一部、一八五から一八七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字南田二二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字大仙原三二三のの一の一部、三三四、三三五の二、三三三の二、三三五の二、三三六の二、三三七の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
清原字新田原	<p>清原字前田のうち二八七の一部、二八八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二八五と一体をなす国有地の一部以外の区域、清原字水尻二四四から二四六までの一部、二四七、二四八、二四九の二の一部、二四九の三の一部、二七二の一部、二七三の一部、二七四、二七五の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字下前田二九一の二の一部、二九二の二、二九三の一部、二九四の二、二九五、二九六の二及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字大仙原三二三のの一の一部</p>

清原字大仙原	<p>と一体をなす国有地並びに荘田字京塚五三、五四の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p> <p>清原字大仙原のうち三三三の一、三三四、三三五の一、三三四の二、三三五の一、三三六の二、三三七の四、三三九の一、三三九の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
荘田字松ノ木	<p>荘田字松ノ木のうち八の一部、九の一部、一四の二の一部、一五の二、一五の三の一部、一六、一七の一部、一八の一部、一八の二の一部、一八の七、一八の八の一部、二一の一部、二一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、荘田字澤ノ垣一の一部、二の一部、三から六まで及びこれらと一体をなす国有地、荘田字五輪ノ後二三の二と一体をなす国有地の一部、荘田字五輪ノ前三六の二の一部、三六の三、三六の四の一部、三七、三八の二から三八の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字寺田一一四の一部、一一六の一部、一一七、一一八の一、一一八の二、一一九の一部、一二〇、一二一の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字莊田一九七の一部、一九九の一部、二〇〇、二〇一、二〇二の一部、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字又加利二〇八の一部、野田字七反田二一一の一から二一一の三までの一部、二一八の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、清原字井手領二二二の二の一部、二二二の三の一部、二二三の一、二二四の二、二二四の三の一部、二二五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
荘田字五輪ノ前	<p>荘田字五輪ノ前三一の一の一部、三二の一の一部、三四の一部、三五、三六の一、三六の二の一部、三六の四の一部、三八の一の一部、三八の四の一部、三九の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字松ノ木一四の二の一部、一五の二、一五の三の一部、一六、一七の一部、一八の一部、一八の二の一部、一八の七、一八の八の一部、二一の一部、二一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、荘田字澤ノ垣一の一部、二の一部、三から六まで及びこれらと一体をなす国有地、荘田字五輪ノ後二三の二と一体をなす国有地の一部、荘田字五輪ノ前三六の二の一部、三六の三、三六の四の一部、三七、三八の二から三八の四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字寺田一一四の一部、一一六の一部、一一七、一一八の一、一一八の二、一一九の一部、一二〇、一二一の一部、一二二の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字莊田一九七の一部、一九九の一部、二〇〇、二〇一、二〇二の一部、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字又加利二〇八の一部、野田字七反田二一一の一から二一一の三までの一部、二一八の一部、二二〇の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、清原字井手領二二二の二の一部、二二二の三の一部、二二三の一、二二四の二、二二四の三の一部、二二五の四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
荘田字京塚	<p>これらと一体をなす国有地、荘田字松ノ木一四の二の一部、一五の二、一五の三の一部、一六、一七の一部、一八の一部、一八の二の一部、一八の七、一八の八の一部、二一の一部、二一の四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二一の四と一体をなす国有地の一部、荘田字五輪ノ後のうち三〇の二の一部及び二三の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、清原字蝸牛二〇四から二〇六までの一部、二〇七、二〇八、二〇九の一部、二一〇、二一一の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字井手領二二二の二の一部、二二二の三の一部、二二四の二、二二四の三の一部、二二五の四の一部、二二六の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部、清原字南田二一七の一部、二一八の一部、二二二の一部、二二二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野田字七反田二一一の二と一体をなす国有地の一部</p>
荘田字四反田	<p>荘田字京塚のうち五三、五四の一部、五五の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、荘田字五輪ノ前三一の一の一部、三一の二、三二の一の一部、三二の二、三二の三、三三、三四の一部、三八の一の一部、三八の四の一部、三九の一部、四〇、四一の一部、四四の一の一部、四五、四六、四七の二の一部、四八の一、四八の四の一部、四九の一、四九の二の一部、五〇の一から五〇の三まで、五一、五二及びこれらと一体をなす国有地、妻木字上實光七の一、八の二、九の二、一〇の一、一一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の一と一体をなす国有地の一部並びに荘田字實光六五の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
荘田字四反田	<p>荘田字四反田のうち九九の一部、一〇一、一〇二の一部、一〇四の一の一部、一〇四の二の一部、一〇六、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇九の一、一〇九の二</p>

<p>及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>莊田字寺田 一〇、一一一、一一二の一部、一一四の一部、一一五、一一六の一部、一三三の一部、一三四の一部、一三六の一部、一三七の一部、一三九の一部、一四〇、一四一及びこれらと一体をなす国有地、莊田字五輪ノ前三八の二から三八の四までの一部、四一の一部、四二の一から四二の三まで、四三の一、四三の二、四四の一の一部、四四の二から四四の四まで、四七の一、四七の二の一部、四七の三、四八の二、四八の三、四八の四の一部、四九の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに莊田字四反田九九の一部、一〇一、一〇二の一部、一〇四の一部、一〇四の二の一部、一〇六、一〇七の一から一〇七の三まで、一〇八、一〇九の一、一〇九の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一〇〇と一体をなす国有地の一部</p>	<p>莊田字小深田 莊田字小深田のうち一四五の一部、一四六の一部、一四七から一五一まで、一五二の一部、一五三の一部、一五四、一五五、一五六の一部、一五七の一部、一六二から一六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、莊田字寺田一一二から一一四までの一部、一二四から一二六までの一部、一二七から一三二まで、一三三の一部、一三四の一部、一三五、一三六の一部、一三七の一部、一三八、一三九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに莊田字四反田九九の一部及びこれと一体をなす国有地</p>	<p>莊田字莊田 莊田字莊田のうち一八五の一部、一八六の一部、一九七の一部、一九九の一部、二〇〇、二〇一、二〇二の一部、二〇三の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、莊田字澤ノ垣一の一部、二の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字松ノ木八の一部、九の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字寺田一一三の一部、一一四の一部、</p>
<p>一一九の一部、一二二の一部、一二三の一部、一二三、一二四から一二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字小深田一六二から一六四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字高畦一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字又加利二〇七、二〇八の一部、二〇九から二一四まで、二一五から二一七までの一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字七反田二二〇の一部、二二一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに野田字下八反田三一八から三二三までの一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>莊田字高畦 莊田字高畦のうち一六五の一部、一六六の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、莊田字小深田一四五の一部、一四六の一部、一四七から一五一まで、一五二の一部、一五三の一部、一五四、一五五、一五六の一部、一五七の一部、一五七の二の一部、一六四の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字又加利二一五から二一七までの一部、二一八、二一九及びこれらと一体をなす国有地、莊田字大澤二二〇、二二一、二二二から二二五までの一部、二二八の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字上原田二五五の二の一部、二五五の三、二五六、二五七の一部、二五八の二の一部、二七〇の一部、二七一、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字原田二七三、二七四の一部、二七五、二七六の一部、二七七の一部、二七八、二七九、二八〇から二八二までの一部、二八三、二八四の一部、二八七の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字上ノ田五五五の一部、五六九の一部、五七〇の一部、五七二から五七五までの一部、五七六から五八二まで及びこれらと一体をなす国有地、莊田字村屋敷五八三の一、五八三の二の一部及五八四の二並びに野田字下八反田三二二の一部及び三二三の一部</p>		

<p>莊田字原田</p>	<p>莊田字原田二七四の一部、二七六の一部、二八八の一部、二八九、二九〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字大澤二二三の一部、二二四の一部、二二八の二の一部、二二九の一部、二三〇の二の一部、二三六の一部、二三七の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字上原田二四八の二から二四八の四までの一部、二四九から二五一までの一部、二五二、二五三、二五四の一部、二五五の二の一部、二五五の二の一部、二五七の一部、二五八の二、二五八の二の一部、二五九から二六九まで、二七〇の一部、二七二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに莊田字小谷二九四の二の一部、二九五から二九七まで、二九八の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>莊田字代ノ原</p>	<p>莊田字代ノ原のうち三二二の一部、三二四から三二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、莊田字上原田二四八の二から二四八の四までの一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字小谷二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二九九と一体をなす国有地の一部並びに莊田字大谷三一九から三二二まで、三二三の一部、三四〇から三四三までの一部、三四四、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>莊田字野田原</p>	<p>莊田字野田原のうち三四七の二から三四七の七まで、三四八の二から三四八の三まで、三四八の四から三四八の六までの一部、三五〇から三五三までの一部、三五五の一部、三五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六九及び三七〇と一体をなす国有地以外の区域、莊田字代ノ原三二二の一部、三二四から三二六までの一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字大谷三四三の一部、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地、莊田字喜ノ田三七三、三七四、三七五の二、三七六の二、三七六の二、三八〇の二、三八〇の二、三八一の二、三八二の二、三八三</p>

<p>莊田字喜ノ田</p>	<p>の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字下ギリス八〇〇の二の一部、八〇〇の二の一部、八〇一、八〇二の一部、八〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>莊田字喜ノ田</p>	<p>莊田字喜ノ田のうち三七三、三七四、三七五の二、三七六の二、三七六の二、三八〇の二、三八〇の二、三八一の二、三八二の二、三八三の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>莊田字小谷</p>	<p>莊田字小谷のうち二九四の二の一部、二九五から二九七まで、二九八の一部、二九九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに二九九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>
<p>莊田字上ノ田</p>	<p>莊田字上ノ田のうち五五五の一部、五六九の一部、五七〇の二の一部、五七二から五七五までの一部、五七六から五八二まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、莊田字原田二七六の一部、二七七の一部、二八〇から二八二までの一部、二八四の一部、二八五、二八六、二八七の一部、二八八の一部、二九〇の二の一部、二九一から二九三まで及びこれらと一体をなす国有地、莊田字小谷二九四の二の一部並びに莊田字村屋敷五八五、五八六及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>
<p>莊田字實光</p>	<p>莊田字實光のうち六五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>莊田字村屋敷</p>	<p>莊田字村屋敷のうち五八三の二、五八三の二の一部、五八四の二、五八五、五八六及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>

妻木字上實光	妻木字上實光のうち七の一、八の二、九の二、一〇の一、一一の二及びこれらと一体をなす国有地並びに一一の一と一体をなす国有地の一部以外の区域
長田字山崎	長田字山崎のうち七四三の一部、七五二から七五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字上ギリス七五七の一部、七六四の一部、七六八の一部、七六九の一部、七七〇、七七一の一部、七七二の一部、七七一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字山神田九〇八の一部、九〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地
長田字上ギリス	長田字上ギリスのうち七五七の一部、七六四の一部、七六八の一部、七六九の一部、七七〇、七七一の一部、七七二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、長田字山崎七四三の一部、七五二から七五四までの一部及びこれらと一体をなす国有地、長田字中ギリスのうち七八六の二の一部及び七八六の四以外の区域、長田字下ギリス七九二の二の一部、八〇四の一部、八〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに七九一の二、七九二の二、七九二の六、七九二の九及び八〇四の一と一体をなす国有地並びに長田字野田原八一二の一部、八一二の一、八一二内二の一部、八一五の一部及びこれらと一体をなす国有地
長田字下ギリス	長田字下ギリスのうち七九二の二の一部、八〇〇の一部、八〇〇の二の一部、八〇一、八〇二の一部、八〇四の一部、八〇四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに七九一の二、七九二の二、七九二の六、七九二の九及び八〇四の一と一体をなす国有地以外の区域
長田字野田原	長田字野田原のうち八一二の一部、八一二の一、八一二
長田字山神田	内二の一部、八一五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに長田字下野田原八一二の一部及びこれらと一体をなす国有地
平木字八反田	長田字山神田のうち九〇八の一部、九〇九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
平木字清水田	平木字八反田のうち三三四の一、三三四の五、三三八の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域 平木字清水田のうち三三〇の一の一部、三三一の二の一部、三三二の二の一部、三三二の二の一部、三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、平木字善法寺三一七の一部、三一七の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、平木字神田四二四の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一七と一体をなす国有地の一部並びに平木字五反田四二四の一部、四二六の一部、四二七の一部、四二八から四三〇まで、四三一の二の一部、四三二の一部及びこれらと一体をなす国有地
平木字善法寺	平木字善法寺のうち三一七の一、三一七の三及びこれらと一体をなす国有地以外の区域
平木字神田	平木字神田のうち四〇九の一部、四一〇、四一一、四二二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに四一五、四一六及び四一七と一体をなす国有地の一部以外の区域、平木字清水田三三〇の一の一部、三三一の二の一部、三三二の二の一部、三三二の二の一部、三三三の一、三三三の二及びこれらと一体をなす国有地、平木字八反田三三四の一、三三四の五、三三八の八及びこれらと一体をなす国有地、平木字五反田四二四の一部、四二六の一部、四三五の一部、四四二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに平木字栗ノ木四四三の一部、四五五の一部及びこれらと

野田字日原ノ上	<p>三一の一の一部、四三二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
野田字筆井	<p>野田字日原ノ上のうち一一六の一、一一六の二の一部、一一六の三、一一七の二、一一八の三、一九九の二の一部、一二五の四の一部、一二五の八及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野田字両千萬一一の二の一部、一一二及び一一三の二の一部、野田字筆井一三一、一三二の二の一部、一三三の三の一部、一三三の四の一部、一三三の五の一部、一三八の二の一部、一八二の一部、一八五の二の一部、一八五の三の一部、一八六の一部、一九二、一九三の一部、一九三の二の一部、一九四、一九五、一九六の一部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字村屋敷一五四の一部、一五五の一部及び一五七の一部並びに清原字出口一七五の一部、一七七、一七八の一、一七八の二、一七九の一部、一八八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
野田字筆井	<p>野田字筆井のうち一三一、一三二の二から一三三の三まで、一三三の四から一三三の五まで、一三四から一三八まで、一三九の二から一三九の三まで、一四〇の二から一四〇の三まで、一四一の二、一四一の三、一四二の二、一四二の三、一四二の四及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
野田字寺田	<p>野田字寺田のうち一六八の三、一六八の四、一六九の二から一六九の五まで、一七〇の二から一七〇の四まで、一七一、一七二、一七三の二、一七三の三、一七四の二、一七五から一七七まで及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
野田字語倭井田	<p>野田字語倭井田のうち一七八の一部、一七九の一部、一八〇の二の一部、一八〇の三、一八一の二、一八一の三、一八二の二、一八三の二、一八四の二の一部、一八五の二の一部、一九二、一九三の二の一部、一九四、一九五、一九六の一部、一九七の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野田字場利坪九一の二の一部及び九二の二の一部、野田字筆井一三九の二の一部、一四〇の二の一部、一四一の二、一四二の三、一四二の四の一部、一四二の五の一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字寺田一七一の一部、一七二の二の一部、一七三の三の一部、一七四の二、一七五から一七七まで及びこれらと一体をなす国有地、野田字洞戸二〇一から二〇三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、清原字出口一八八の一部、一九〇の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字蝸牛二〇〇の二の一部、二〇二から二〇四までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
野田字洞戸	<p>野田字洞戸のうち二〇一から二〇三までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二〇六及び二〇八と一体をなす国有地の一部以外の区域、野田字寺田一六八の三、一六八の四、一六九の二から一六九の五まで、一七〇の二から一七〇の四まで、一七一の二、一七二の二の一部、一七三の二の一部、一七三の三の一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字語倭井田一八三の一部、一八四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字寺田町田二二七及び二二七の二並びに二二六の二及び二二八の四と一体をなす国有地の一部、野田字七反田二二四内第一の一部並びに二二四の二、二二五の二及び二二五の三と一体をなす国有地の一部、野田字下屋敷二五二の一部、清原字蝸牛二〇四から二〇六までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに清原字井手領二二二の二と一体をなす国有地の一部</p>

野田字老町田

野田字老町田のうち二三〇から二三三まで、二三四の一部、二三七、二三七の二、二三九の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに二三六の二及び二三八の四と一体をなす国有地の一部以外の区域、野田字洞戸二〇六及び二〇八と一体をなす国有地の一部、野田字七反田二一一の一から二一一の三までの一部、二二二の一から二二二の四まで、二二三、二二四の一から二二四の九まで、二二四内第一の一部、二二五の一部、二二六、二二七、二一八から二二〇までの一部、二二三の一部、二二五から二二七までの一部、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部並びに野田字下屋敷二五〇、二五一の一部、二五二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部

野田字下屋敷

野田字下屋敷のうち二五〇、二五一、二五二の四及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域

野田字上八反田

野田字上八反田のうち二九一の一部、二九七から二九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、野田字七反田二二五の一部、二一九から二二一までの一部、二二二、二二三の一部、二二四、二二五から二二七までの一部、二二八、二二九の一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字下八反田三〇二から三〇五まで、三〇六から三〇八までの一部、三一一の一部、三一一の一部、三一二から三一一六まで、三二七の一、三二七の二、三二八から三二二までの一部、三二三の一部、三三四の一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字老町田二三〇から二三三まで、二三四の一部、二三九の一部、二四〇の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに荘田字澤ノ垣一の一部及びこれらと一体をなす国有地

野田字小原

野田字小原の全域、野田字上八反田二九一の一部、二九七から二九九までの一部及びこれらと一体をなす国有地、野田字下八反田三〇一、三〇六から三〇八までの一部、三

野田字野田原

〇九、三二〇の一部、三二一の一部、三二二の一部、三二三の一部、三二三の一、三三四の一部、三二五から三二七まで及びこれらと一体をなす国有地、野田字古薬師三七七の一部、三八二の一部、三八五の一の一部、三八九の一部、三九〇の一部、三九一から四〇四まで、四〇五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字大澤二二二から二二五までの一部、二二六、二二七、二二八の一、二二八の二の一部、二二九の一部、二三〇の一の一部、二三〇の二、二三一の一、二三一の二、二三二から二三五まで、二三六の一部、二三七の一部、二三八から二四四まで、二四五の一の一部、二四六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに荘田字上原田二四九から二五一までの一部、二五四の一部、二五五の一の一部及びこれらと一体をなす国有地

野田字野田原の全域、野田字古薬師三七七の一部、三七八の一の一部、三七八の二、三八一の一部、三八二の一部、三八三、三八四の一、三八四の二、三八五の一の一部、三八五の二、三八六から三八八まで、三八九の一部、三九〇の一部、四〇五の一の一部、四〇五の二及びこれらと一体をなす国有地、野田字下谷田四〇六の一、四〇六の二の一部、四〇七の一部、四〇八から四一〇まで、四一一の一部、四一八の一の一部、四一八の二から四一八の一二まで及びこれらと一体をなす国有地、荘田字大澤二四五の一の一部、二四五の二、二四六の一の一部、二四六の二及びこれらと一体をなす国有地、荘田字上原田二四七、二四八の一の一部、二四九の一部及びこれらと一体をなす国有地、荘田字大谷のうち三一九から三二二まで、三二三の一部、三四〇から三四三までの一部、三四四、三四五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、荘田字野田原三四七の一から三四七の七まで、三四八の一から三四八の三まで、三四八の四から三四八の六までの一部、三五〇から三五三ま

のの一部、三五五の一部、三五六の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに三六九及び三七〇と一体をなす国有地の一部、長田字中ギリス七八六の二の一部及び七八六の四、長田字下ギリス八〇四の二の一部、八〇四の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに八〇四の一と一体をなす国有地の一部、長田字下野田原八〇五、八〇六の一、八〇六の二、八〇七、八〇八、八〇九から八一までの一部及びこれらと一体をなす国有地並びに長田字野田原八一の二の一部

廃止する字の名称
 唐王字松垣、唐王字五反田、唐王字石田、唐王字松ノ下、清原字下千萬、清原字唐王田、清原字蝸牛、清原字井手領、清原字下前田、莊田字澤ノ垣、莊田字五輪ノ後、莊田字又加利、莊田字大澤、莊田字上原田、莊田字大谷、長田字又ギリス、長田字下野田原、平木字栗ノ木、平木字下向神田、野田字七反田、野田字両千萬及び野田字下八反田

鳥取県告示第千二百十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、岸本町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による木戸口地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年八月一日現在の地番による。）
清原字坂ノ前	清原字坂ノ前のうち五六九の四と一体をなす国有地の一部以外の区域
清原字木戸口	清原字木戸口のうち五九二の一、五九二の二、五九三から五九五まで、五九六の一、五九六の二、五九六の四、五九七から五九九まで、六〇〇の二、六〇一の一、六〇二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域
上細見字木戸口	上細見字木戸口の全域、清原字木戸口五九二の一、五九二の二、五九三から五九五まで、五九六の一、五九六の二、五九六の四、五九七から五九九まで、六〇〇の二、六〇一の一、六〇二の二及びこれらと一体をなす国有地の一部、清原字坂ノ前五六九の四と一体をなす国有地の一部並びに上野字木戸口の全域

廃止する字の名称

上野字木戸口

鳥取県告示第千二百十八号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、溝口町長から次のとおり字の区域を変更し、及び廃止する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更及び廃止は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定による木戸口地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十七年八月一日現在の地番による。）
上野字木戸口	上野字木戸口の全域、上細見字木戸口の全域、清原字木戸口の全域及び清原字南原の全域
廃止する字の名称	上細見字木戸口、清原字木戸口及び清原字南原

鳥取県告示第千二百二十九号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定に基づき、関金町長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

この字の区域の変更は、土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による米富地区の換地処分の公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十七年十二月十日

区域を変更する字の名称

大字明高字山神前

大字明高字山神谷

大字明高字イガラギロ

大字明高字五十木

同上の区域（昭和五十七年八月十日現在の地番による。）

大字明高字山神前の全域並びに大字明高字山神谷四四二の一、四四二の三、四四三の三から四四三の五まで、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地

大字明高字山神谷のうち四四二の一、四四二の三、四四三の三から四四三の五まで、四四四の二、四四五の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域

大字明高字イガラギロの全域並びに大字明高字五十木三九八の二及び三九九の二

大字明高字五十木のうち三九八の二及び三九九の二以外の区域

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十九条の二第九項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る大山地区第三工区の換地処分を行ったので、同条第十項において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、西伯郡岸本町上細見六 木戸口地区土地改良事業共同施行代表者安野敏巳から同人ほか十一名の者が共同して行う土地改良事業に係る木戸口地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、関金町から同町が行う土地改良事業に係る米富地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第千二百二十三号

昭和五十七年十月二十一日付で三朝町から申請のあつた土地改良（東小鹿地区農業用排水）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十四号

昭和五十七年十一月四日付で溝口町から申請のあつた土地改良（福居地区は場整備）事業計画については、審査した結果適当と認められたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項におい

て準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十七年十二月十一日から二十八日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第千二百二十五号

次のように保安林の指定を解除する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 解除予定に係る保安林の所在場所

東伯郡関金町大字山口字黒谷（国有林。次の図に示す部分に限る。）
保安林として指定された目的
水源のかん養

二 解除の理由

三 指定理由の消滅

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県農林水産部造林課及び関金町役場に備え置いて縦覧に供する。）

鳥取県告示第千二百二十六号

漁業災害補償法施行規則（昭和三十九年農林省令第三十五号）第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第一項の規定に基づき、漁業災害補償法（昭和三十九年法律第五十八号）第百八条の二第三項に現定する同意を求めらるることについて発起人にならうとすることに係る届出があつたので、漁業災害補償法施行規則第四十八条の二において準用する同規則第四十六条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

届 出 事 預	漁業者調書の縦覧
発起人にならうとする者の住所及び氏名	加入区
	漁業の区分
	場 所
	期 間

岩美郡岩美町大字 田後四五三 大久保 常 蔵	田後加入区	沖合底びき 網漁業	田後漁業協 同組合	昭和五十七年十二 月十日から同月二 十四日まで
岩美郡岩美町大字 田後九五 山口 政 信	田後加入区	沖合底びき 網漁業	田後漁業協 同組合	昭和五十七年十二 月十日から同月二 十四日まで
岩美郡岩美町大字 田後八五一 水野 行 則	田後加入区	沖合底びき 網漁業	田後漁業協 同組合	昭和五十七年十二 月十日から同月二 十四日まで
岩美郡岩美町大字 網代四〇〇―一二 山 根 勝 実	網代加入区	沖合底びき 網漁業及び しいらつけ 漁業	網代港漁業 協同組合	昭和五十七年十二 月十日から同月二 十四日まで
岩美郡岩美町大字 岩本三九〇 中 村 修 美	網代加入区	沖合底びき 網漁業及び しいらつけ 漁業	網代港漁業 協同組合	昭和五十七年十二 月十日から同月二 十四日まで
岩美郡岩美町大字 網代一八〇―一五〇 浜 部 銀 造	網代加入区	沖合底びき 網漁業	網代港漁業 協同組合	昭和五十七年十二 月十日から同月二 十四日まで

鳥取県告示第千二百二十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、
県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年十二月十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	変更 前後別 (メートル)	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
郡家鹿野 気高線	鳥取市大字長谷字獅子ケ口三四二 地先から同市大字下砂見字神谷口 一一―二地先まで	変更前 五・五〇 変更後 八・〇〇	一九・二 一、五八六	一、一四六

鳥取県告示第千二百二十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、
次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、昭和五十七年十二月十日から二週間鳥取県土木部道路
課において一般の縦覧に供する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

路線名	区 間	供用開始の期日
郡家鹿野 気高線	鳥取市大字長谷字獅子ケ口三四二地 先から同市大字下砂見字神谷口一一 ―二地先まで	昭和五十七年十二月十一日

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第百十七号

昭和四十四年十二月鳥取県選挙管理委員会告示第二十七号（不在者投票管理者を置くことのできる病院等の指定について）の一部を次のように改正する。

昭和五十七年十二月十日

鳥取県選挙管理委員会委員長 田 中 梅 蔵

「医療法人仁厚会倉吉病院 倉吉市山根四三」を 「医療法人仁厚会倉吉病院 倉吉市山根四三」を

会倉吉病院 倉吉市山根四三 「医療法人清生 倉吉市上井町一丁目一三番地一」に改める。

公 告

ふぐの取扱等に関する条例（昭和34年3月鳥取県条例第12号）第3条第1項及び第2項に規定するふぐ処理師試験及びふぐ調理師試験を次のとお

り実施する。

昭和57年12月10日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

1 試験期日

(1) 学科試験

昭和58年1月26日（水） 午前10時から正午まで

(2) 実地試験

昭和58年1月27日（木） 午前10時から

2 試験場所

(1) 学科試験

倉吉市蔵城279番地 鳥取県中部総合事務所

(2) 実地試験

倉吉市蔵城279番地 鳥取県倉吉保健所

3 受験資格

(1) ふぐ処理師試験

昭和58年1月26日現在において、年齢18歳以上の者で食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第5条第11号若しくは第13号に規定する魚介類販売業若しくは魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事しているもの

(2) ふぐ調理師試験

調理師法（昭和33年法律第147号）第2条に規定する調理師

4 試験科目

<p>(1) ふぐ処理師試験</p> <p>ア 衛生関係法規</p> <p>イ 公衆衛生学</p> <p>ウ 食品衛生学</p> <p>エ ふぐ処理の実施（ふぐの種類及び毒性臓器の鑑別を含む。）</p> <p>(2) ふぐ調理師試験</p> <p>ア ふぐの種類及びふぐ毒に関する知識</p> <p>イ 衛生関係法規（主としてふぐの取扱等に関する条例）</p> <p>ウ ふぐ調理の実施（毒性臓器の鑑別を含む。）</p> <p>5 受験手続</p> <p>(1) 提出書類</p> <p>ア ふぐ処理師試験</p> <p>イ 受験願書</p> <p>(イ) 履歴書及び戸籍謄本又は戸籍抄本</p> <p>(ウ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）</p> <p>(エ) 魚介類販売業、魚肉ねり製品製造業又は乾ふぐ製造営業に2年以上従事している旨の所轄保健所長（住所地在を管轄する保健所長をいう。以下同じ。）の証明書</p> <p>1 ふぐ調理師試験</p> <p>(イ) 受験願書</p> <p>(イ) 履歴書</p> <p>(ウ) 写真（6月以内に撮影した名刺型、正面、脱帽、上半身のもの）</p> <p>(エ) 調理師免許証の写し</p> <p>(2) 受験願書の提出先</p>	<p>所轄保健所長に提出すること。</p> <p>(3) 受験願書の提出期間</p> <p>昭和58年1月5日（水）から同月8日（土）まで</p> <p>6 試験手数料及びその納付方法</p> <p>(1) 試験手数料 5,000円</p> <p>(2) 納付方法</p> <p>ア (1)に記載する金額に相当する鳥取県収入証紙を受験願書の収入証紙はり付け欄にはり付けること。</p> <p>イ 納付した手数料は、返還しない。</p> <p>7 試験当日の携行品</p> <p>(1) 学科試験</p> <p>受験通知書及び筆記用具</p> <p>(2) 実地試験</p> <p>受験通知書、白衣、庖丁、白帽又は三角きん及び耐水性のはきもの</p> <p>8 合格者の発表</p> <p>昭和58年2月8日（火）に所轄保健所に掲示する。</p>
---	--

発行所 鳥取県鳥取市東區二丁目 鳥 取 県 衛 生 課 【定通一第1箇月十四日田（採録を含む。）】